

日本地域福祉学会 団体会員制度の運用規程

- 第1条 団体会員については、日本地域福祉学会規約第10条の定めによる。本規程は、団体会員制度の運用にあたっての詳細について規定したものである。
- 第2条 団体会員は、地域福祉の推進にあたる法人とする。法人格の種別は問わない。申請にあたっては、本会団体会員としての誓約事項を遵守する。
- 第3条 入会にあたっては、学会が定める入会申込書にて申請を行い、理事会の承認を得る。
退会にあたっては、所定の退会届を提出するものとする。
- 第4条 入会金は1000円とする。
年会費は、以下の通りとする。
社会福祉法人：全国・都道府県社協、政令指定都市社協（法人格を有する区協を除く） 20000円
市町村社協、法人格を有する政令指定都市の区社協 10000円
社会福祉法人等：従業員数300人以上 20000円
従業員数300人未満 10000円
- 第5条 団体会員は総会に出席して、発言することができる。
ただし総会での議決権、および選挙権は有しない。
- 第6条 団体会員には、本学会の発行物を2冊ずつ配布する。また会員向けニュース等を配信する。
- 第7条 団体会員に所属する構成員は、本学会の会員限定の研究フォーラム等に参加することができる。また 大会等の 参加費は会員と同一とする。
- 第8条 団体会員は、大会において自由研究（口頭発表・ポスター発表）を団体名（あるいは、団体として）で発表することができる。発表者が個人である場合（研究業績として認められる発表）は、正会員でなければならない。共同発表の取り扱いも同様である。
2. 前項に基づく発表は、1団体1発表とする。
- 第9条 団体会員は、機関誌の編集規程・執筆要項により『地域福祉実践研究』に団体名（あるいは、団体として）で執筆することができる。『地域福祉実践研究』の実践報告・実践研究、また『日本の地域福祉』に投稿、執筆する場合は正会員にならないといけない。

2. 前項に基づく投稿は1団体1投稿とする。

第10条 本規程 について改定する場合は理事会で審議することとする。

付則 本規程は、2022年6月11日から施行する。

2. 本規程は、2024年3月29日より一部改正施行する。